

委 託 仕 様 書

本仕様書は、「令和 4 年度 日本赤十字社長野県支部インターネット広告の実施業務」（以下、本業務）に関する仕様を定めたものである。

1 業務名

令和 4 年度 日本赤十字社長野県支部インターネット広告の実施業務

2 業務の目的

遺贈による寄付、相続財産の寄付について興味を持つ方々に対し、日本赤十字社長野県支部がインターネット広告により情報を発信することで、より前向きに寄付を検討していただき、当支部に対する問い合わせ等のアクションを起こしてもらうことを目的として、業務委託者と共同で展開するものとする。

3 委託期間

契約締結日から令和 5 年 3 月 31 日まで

4 業務内容

(1) 広告

- ア インターネット広告を実施すること。
- イ 掲載期間は契約期間中の一部期間（当支部担当者に適宜相談して進めること）。
- ウ 対象地域は長野県内のみとすること。
- エ 広告文は請負業者が提案すること（当支部担当者に適宜相談して進めること）。
- オ 検索キーワードにおけるマッチタイプの使い分けを提案すること（当支部担当者に適宜相談して進めること）。
- カ 主な訴求対象は「遺贈」「相続財産」に関心を持つ高齢者とその相談を受けた親族等の関係者。
- キ 参考までに当支部で考えるキーワード候補を次に記載するが、キーワード候補は請負業者においても訴求対象を考慮して積極的に提案すること（当支部担当者に適宜相談して進めること）。

遺贈、遺言、遺言状、遺言書、遺書、遺産、遺産相続、財産、相続、相続財産
寄付、寄附、募金、寄付団体、募金団体、寄付先、寄付金、寄附金

(2) ランディングページ

- ア 広告から誘導するランディングページを作成すること。また、そのページ内容は請負業者が提案することとするが、「寄付のメリット」や「他団体ではなく赤十字へ寄付する魅力」などを当支部担当者と共に考え適宜相談して進めること。
- イ 当該ページはパソコンだけでなくスマートフォンやタブレットでも閲覧しやすく使いやすい施策を講じること。

ウ 当該ページにかかるサーバは当支部が提供すること。

エ 当該ページの URL アドレスは当支部担当者が指定したものを設定すること。

(3) 分析提案及びサポート体制

ア どの時間帯・曜日に表示回数・クリック数が増えたのか、どのデバイス（PC、スマホ、タブレット）からのアクセスが多いのか等といったことを訴求対象の行動特性なども含めて分析をしながら、広告を実施するデバイス、広告文、キーワード、時間帯などを適宜調整して、より多くの訴求対象者が広告に接触するよう、最も効果的な方法で実施すること。

イ 課金のみを目的とした悪意のあるクリック、特定の重複クリックなどは無効クリックと定義し、費用請求時の最終的なクリック数の実績からは差し引くこと。

ウ 本業務の実績報告書を1ヶ月ごとに提出すること（例えば、表示回数、クリック数、平均クリック単価などを検索サイト別、検索キーワード別、日別、曜日別、カテゴリ別、デバイス別にまとめる）。また、表示回数、クリック数、平均クリック単価などを検索サイト別、検索キーワード別、日別、曜日別、カテゴリ別、デバイス別に総合的に分析・考察し、打ち合わせを設けて改善提案を行うこと。

エ 報告書は次の場所に電子メール等を用いて電子データにて納品すること。

〒380-0836 長野市南県町 1074

日本赤十字社長野県支部 総務課

TEL: 026-226-2073 FAX: 026-223-4181

E-mail: info@nagano.jrc.or.jp

オ 報告書は修正ができる形式により納品すること。但し必要に応じて個別データの納品を依頼する場合があること。

5 委託料の予算

3,000 千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

6 留意事項

(1) 本業務に関する所有権や著作権は、原則としてすべて長野県支部に帰属すること。

ただし、受託者が以前から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下「権利留意物」という。）については、受託者に留保するものとし、この場合、長野県支部は権利保有物についての当該権利を非独占的に使用できることとする。

(2) 受託者は、本業務を円滑に行うため、進行管理のできる主務担当者、当支部の指示に柔軟に対応できる専門のライターやデザイナーなど適切なスタッフを確保すること。

(3) 本仕様に定めないことについて疑義が生じた場合、また本仕様の内容を変更する必要性が生じた場合には、受託者と当支部において協議し決定する。

以上